

大



ス協第75号
令和2年4月24日

鳥取県知事 平井 伸治 様

公益財団法人鳥取県スポーツ協会
会長 中永 廣樹



令和元年度事業報告書(鳥取県立武道館)について

このことについて、鳥取県立武道館の管理運営に関する協定書第10条の規定に基づき別紙のとおり提出します。

令和元年度 事業報告書

施設名：鳥取県立武道館

目次

1	管理運営の体制	1
	(1) 管理運営の組織	
	(2) 日常の職員配置	
	(3) 職員に係る雇用条件および労働状況	
2	管理業務の実施状況	2
	(1) 清掃	
	(2) 駐車場	
	(3) 除雪作業	
	(4) 喫煙スペース	
	(5) 消防	
	(6) 電気設備	
	(7) 警備	
	(8) その他の保守点検	
	(9) 保険	
	(10) 備品の管理	
	(11) リース契約	
	(12) 修繕	
	(13) 関係書類の整備について	
	(14) 施設利用の受付・許可等	
	(15) 緊急時の対応	
	(16) J-ALERT の取扱い	
3	自主事業の実施内容	9
	(1) 教室	
	(2) イベント	
	(3) 公益財団法人日本武道館共催事業	
	(4) 広告事業	
	(5) 自動販売機設置	
	(6) その他	
4	委託・工事の発注状況	19
	(1) 委託状況	
	(2) 工事状況	

5	電力の調達状況	20
6	障がい者又は高齢者の就労機会の確保	21
	(1) 障がい者及び高齢者（65歳以上）の雇用状況	
	(2) 障がい者就労施設及びシルバー人材センター等からの物品、役務の調達状況	
7	利用者数および利用料金の収入状況	21
8	収支状況	22
9	その他	23
	(1) 利用者サービスの向上	
	(2) 鳥取県の施策への協力	
	(3) 新型コロナウイルス感染症対応	
	(4) 社会貢献活動	
	(5) 省エネルギー・省資源・リサイクル等の取り組み	
	(6) PM2.5・黄砂の注意喚起	
	(7) 差別落書きの対応	
	(8) 職員研修	
	(9) 植栽管理	

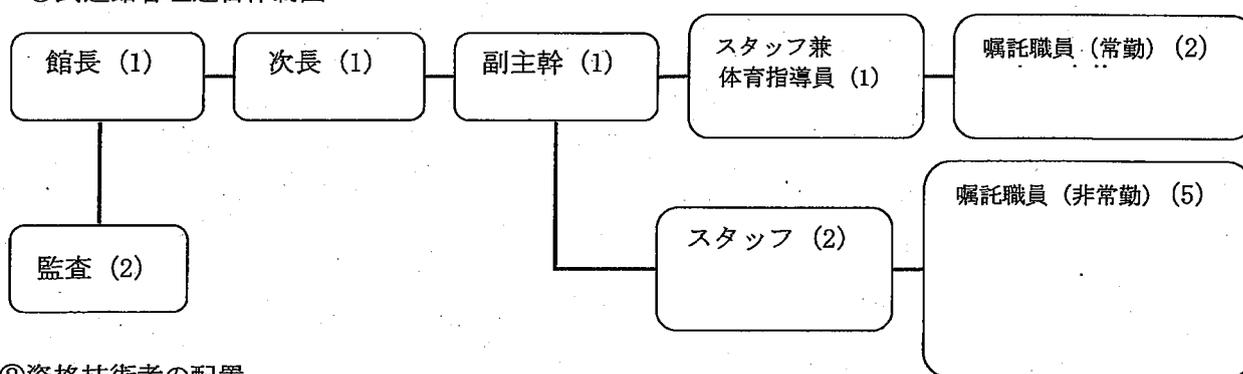
1 管理運営の体制

(1) 管理運営の組織

①実施体制

- ・施設の統括責任者として館長1名を配置した。
- ・管理運営責任者として次長1名を配置した。
- ・館長・次長の他に救命講習を修了した計6名の常勤職員（嘱託職員（常勤）含）、嘱託職員（非常勤）5名（毎日1～3名）を配置した合計13名で当館の管理運営業務を行った。
- ・外部監査員（2名）による外部監査を年2回実施した。

○武道館管理運営体制図



②資格技術者の配置

○防火管理者（正職員）

- ・甲種防火管理者1名（次長）を配置した。

○電気主任技術者（委託可）

- ・委託先：（県内事業者）
- ・委託期間：平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

(2) 日常の職員配置

①標準的な職員配置の考え方

- ・施設の管理者として、原則的に館長または次長を管理事務室・受付に配置した（勤務のローテーションの関係で配置できない時間帯が生じる場合は、連絡できる体制をとることとした）。
- ・会計事務に精通した職員を管理事務室に常時配置した。
- ・開館時間中はいつでも利用料金の収受ができるよう、受付に常時2名以上配置した。
- ・トレーニング等に関する的確な助言や指導を行うとともに、スポーツ事故が発生した時に速やかに対処できるようにするため、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者の有資格者を合計1名以上配置した。

【有資格者：5名】

資格名（旧資格名）	人数	職員名（競技名）
コーチ1（指導員）	2名	（弓道）、（剣道）
コーチ2（上級指導員）	1名	（銃剣道）
コーチ3（コーチ）	2名	（柔道）、（器械体操）

- ・施設の管理運営に特化した、上級体育施設管理士等の有資格者を1名以上配置した。

【有資格者：5名】

資格名	人数	職員名
上級体育施設管理士	2名	
体育施設管理士	1名	
体育施設運営士	1名	

- ・AEDを使用するための講習会を受講した職員を1名以上配置した。(全職員受講済)。

受講講習名	実施日	人数	職員名等
応急手当指導員再講習	10月26日	2名	
応急手当普及員再講習	9月7日	1名	
普通救命講習 (AED使用法含む) ※毎月実施 (昨年度までは年2回) (業務報告書に記載)	月1回	13名	全職員

○AEDを職員又は非医療従事者が常時使用できるよう管理した。

- ・毎日1回のバッテリーチェック等の日常点検実施 (館内巡回時に実施、AED点検表に記載)。

○AEDを常時使用できるよう最低年1回定期点検した。

- ・上記の日常点検実施と同じ。
- ・AED本体は令和元年12月4日に機種交換 (耐用期間：7年) を実施済。
- ・AEDを使用した後においては、次回以降使用できるか否か点検。

令和元年度の使用実績なし。

(3) 職員に係る雇用条件および労働状況

別紙1「労働条件等報告書」

2 管理業務の実施状況

委託業者の意見交換の場をもつ等、連携・調整に努めた。また、作業等で来館した業者把握のために、業務日誌や来館者入退館簿に記載することにより、業者の安全や作業状況の管理を行った。

(1) 清掃

【委託先】

清掃業務は委託することがコスト的、技術的に効果的と認められるため、外部委託するとともに、施設管理について業者と共通認識を持つことにより、一体となった管理を行った。

- ・当館職員も必要に応じ委託業者と一緒に清掃作業をサポートした。
- ・鳥取県立武道館清掃作業仕様書に基づき実施し、毎月の業務報告書により実施状況を報告した。

○日常清掃 (1日を単位にして行う清掃)

※道場等の床板の清掃については、平成29年5月29日付29施企第2号文部科学省通知「体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について (通知)」に従って毎日実施。

・実施状況

清掃箇所	作業内容	実施の頻度
エントランス・階段・通路・エレベーター	はきとり、ふきとり、掃除機吸引、ごみ収集等	毎日
更衣室・シャワー室	はきとり、ふきとり、掃除機吸引、ごみ収集、水まわりの除菌殺菌等	毎日
トイレ	はきとり、ふきとり、ごみ収集、水まわりの除菌殺菌等	毎日
事務室	はきとり、ふきとり、掃除機吸引、ごみ収集等	毎日
主道場・小道場・弓道場・相撲場	モップがけ、はきとり、設置備品・マット類の清掃等	毎日
研修室・会議室	ふきとり、掃除機吸引等	毎日
師範室・相撲場控室	はきとり、ふきとり、掃除機吸引、ごみ収集等	毎日
用具庫	はきとり、ふきとり、掃除機吸引、備品の整理整頓等	毎日
外構部	ごみひろい、落ち葉ひろい、吸い殻清掃等	毎日

○定期清掃（1月を単位にして月1～6回行う清掃）

・実施状況

定期清掃項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ガラスクリーニング		●			●			●				
カーペット清掃												●
ワックス			●			●			●			●
シャワー室洗浄			●			●			●			

(2) 駐車場

日々のごみ拾いなど清掃を行い、美観の維持に努め、できる限り施設内外の清掃は職員で行った。また、ボランティアやお客さまとも協力しながらごみ拾いなど清掃を行い、美観の維持に努めた。

- ・ごみひろい、落ち葉ひろい、吸い殻清掃等を職員および委託業者等と一緒に毎日実施。
- ・積雪時に駐車場を確保するための除雪作業等を実施（令和元年度は2回実施）。
- ・駐車場に生じたクラック、陥没などの補修作業を必要に応じて実施。

(3) 除雪作業

- ・令和元年度の職員による除雪作業の実施回数：2回
- ・冬場の積雪がある場合は、お客さまの歩行に支障がでないよう職員で除雪作業を行った。また、多くの積雪があった際の駐車場の除雪は、隣接する米子ゴルフ場と連携を取り、スムーズな除雪を行い、駐車スペースを確保している（令和元年度は米子ゴルフ場への依頼なし）。

(4) 喫煙スペース

- ・当館は、鳥取県の禁煙施設認定制度により禁煙施設として認定されていることから、望まない受

動喫煙が生じないように、館内は全面禁煙とし、屋外に喫煙場所を設置した（タバコの自販機は設置なし）。

- ・令和元年12月1日に喫煙スペースを当館外階段下から周囲の状況を配慮した相撲場廊下外へ移設した。
- ・令和2年4月1日から敷地内全面することとし、令和2年1月18日から、館内の貼り紙、当館ホームページ、SNS等によるお客さまへの周知。また、関係団体への全面禁煙についての書類送付を実施した。
- ・令和2年3月31日の閉館に合わせて、喫煙所の完全撤去を実施した。

(5) 消防

【委託先】

消防設備・機械設備等保守は、委託することがコスト的、技術的に効果的と認められるため、外部委託するとともに、施設管理について業者と共通認識を持つことにより、一体となった管理を行った。

また、建築基準法、水道法、消防法その他関係法令及び基準に基づき、消防用防災設備仕様書にそつた点検を実施した。

- ・毎月の業務報告書により実施状況を報告。
- ・年2回保守点検作業を実施（7月・1月実施）。
- ・年2回消防避難訓練の実施および緊急資材の確認（8月・2月実施）。

(6) 電気設備

【委託先】

電気工作物保安業務は、委託することがコスト的、技術的に効果的と認められるため、外部委託するとともに、施設管理について業者と共通認識を持つことにより、一体となった管理を行った。

電気事業法に基づく保安規定および自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書にそつた点検を実施し、毎月の業務報告書により実施状況を報告した。

○月次点検（2か月に1回）

絶縁監視装置による遠隔監視とする。絶縁監視装置による警報履歴リストを月次点検時に提出を受けた。

○年次点検（年1回）

3年に1回の停電点検、3年に2回の無停電点検を行った。

○臨時点検

必要に応じて実施した（詳細は毎月の業務報告書に記載）。

(7) 警備

【警備委託先】

【消防設備委託先】

- ・毎月の業務報告書により実施状況を報告した。
- ・巡回・巡視を毎日5回以上実施した。
- ・火災報知機等の警報装置が作動した場合は、すぐに火元の確認を行い、初期消火、避難誘導、消防への通報等迅速な対応ができるよう日ごろから訓練を行った。

- ・お客さまや地域住民とのコミュニケーションを図り、「聞く」・「見る」・「話す」という基本的な行動を誠実に実行し、防犯・防災における予兆、情報を見逃さないように努めた。
- ・不審物・テロ対策として、透明回収ボックスの設置（一部）を行った（今後も設置箇所を増設するよう検討）。

①火災に対する適切な対応

○火災を発見した時の通報及び消火活動その他の処置

- ・消防避難訓練（8月・2月実施）、救命講習実施時に避難場所、マニュアル等の確認を行った。
- ・消防避難訓練時に2号消火栓による放水訓練、通報訓練を行った。

○消防署又は指定する緊急連絡者への通報及び連絡

- ・年2回の消防避難訓練等の実施により、火災発見時の通報、初期消火、避難誘導が迅速に行えるよう訓練した。
- ・巡回・巡視を毎日5回以上実施することにより、危険箇所の確認等を行った。

②防犯に対する適切な対応

ア 警備委託

- ・警備委託に関しては、鳥取県立武道館警備業務委託仕様書による対応を実施した。

イ 侵入者等の潜伏・徘徊を発見した時の処置

- ・巡回・巡視を毎日5回以上実施（大会、イベント等の開催時には巡回回数を増やす等）した。
- ・巡回・巡視実施時にあいさつや声掛け等を行った。
- ・不審者等の侵入、不審物の発見事例なし。

ウ 警察署又は指定する緊急連絡者への通報及び連絡

- ・緊急連絡網の点検・整備を実施した。

(8) その他の保守点検

①エレベーターについて

【委託先】

- ・エレベーター保守は委託することがコスト的、技術的に効果的と認められるため、外部委託するとともに、施設管理について業者と共通認識を持つことにより、一体となった管理を行った。
- ・安全最良の運転状態を維持するため、エレベーター保守点検作業仕様書による保守点検業務を行い、毎月の業務報告書により実施状況を報告した。

○遠隔監視

- ・モニタリング装置により、情報センターでの24時間継続で遠隔監視等。

○定期点検

- ・3ヶ月に1回技術員派遣による運航データの分析、機械装置の点検、清掃、給油、調整を実施。

○職員による日常点検の実施

- ・エレベーターに搭乗して、異音等がないかチェック。子どもなどが遊びで搭乗しないよう注意喚起を実施。

②機械設備等について

【委託先】

- ・機械設備等保守は委託することがコスト的、技術的に効果的と認められるため、外部委託するとともに、施設管理について業者と共通認識を持つことにより、一体となった管理を行った。
- ・建築基準法、水道法、消防法その他関係法令及び基準に基づく保守を鳥取県立武道館機械設備等保守点検業務仕様書概要による保守点検業務を行った（毎月の業務報告書により実施状況を報告）。

○機械設備の年間保守点検実施内容

機械設備等保守点検項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
吸収式冷温水発生器保守点検		●		●			●				●	
冷却塔保守点検（薬剤投与共）		●		●	●	●	●					
空調調和機保守点検		●					●			●		
空調・衛生ポンプ保守点検			●						●			
ガス式ヒートポンプパッケージ保守点検		●										
送風機保守点検					●							
ファンコイルユニット・ロスナイ保守点検		●					●	●				
除塩フィルターユニット保守点検		●					●	●				
空気吸込み用フィルター等の清掃保守点検		●					●	●				
中央監視盤・自動制御機器保守点検				●								
給湯ボイラー・貯湯槽保守点検						●						
給湯用受水槽・副受水槽（水質検査共）			●									
雑用水槽保守点検 （薬注装置共）（水質検査共）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
冷却塔等の防錆点検	●											
吸収式冷温水発生機コイル洗浄		●										
冷温水管の防錆保守点検 （防錆剤投与・水質検査共）		●		●	●			●	●		●	
噴水・池循環ポンプ保守点検												

③自動扉について

【委託先】

- ・委託業者により、年4回（6月・9月・12月・3月）点検を実施（毎月の業務報告書により実施状況を報告）した。
- ・職員が清掃（清掃委託業者含む）、目視による異常及び異音の確認等を実施し、異常があれば委託業者と連絡を取り、速やかに修理・復旧を行った。

④ゴミ収集

【委託先】

- ・不燃物・可燃物ゴミの収集業務は委託することがコスト的、技術的に効果的と認められるため、外部委託するとともに、施設管理について業者と共通認識を持つことにより、一体となった管理

を行った。

- ・不燃物・可燃物ゴミの収集は、不燃物・可燃物回収業務仕様書による回収業務を行った。

○可燃物

- ・実施方法：日曜日・祝日を除く週2回収集。

○不燃物

- ・実施方法：日曜日・祝日を除く2週間に1回収集。

(9) 保険

下記の「施設所有（管理）者賠償責任保険（人格権侵害担保特約付帯）＋スポーツ災害補償保険」に加入し、万が一発生した対人事故・対物事故に対して備えた。

- ・令和元年度に保険適用になる事例はなし。

○保険加入状況

●対人1名1億円／1事故3億円
●対物1事故1億円
●人格権侵害1名50万円／1事故1,000万円／保険期間中1,000万円

○スポーツ災害補償保険(被災者1名につき)

●死亡・後遺障害200万円
●入院医療費補償保険金日額2,500円

(10) 備品の管理

日常点検と定期点検を徹底することで、お客さまに安全に安心してご利用いただけるようにし、異常が発見された場合には、その場に近づかないよう注意喚起と応急処置等を行った。また、破損した備品の修繕は速やかに県へ要望を行った。

- ・備品台帳による数量等の確認、整理を行った。
- ・日常点検において、貸し出しする備品等は、「貸し出し備品確認表」に異常の有無を記載し、毎日の巡回時に目視・触診での点検を実施した。
- ・上級体育施設管理士等の有資格をもつ職員による設備・備品の点検整備（目視・触診）を徹底した。
- ・応急処置が可能なものは速やかに修繕（機のねじ交換、破れた箇所の縫製等）を行った。
- ・故障等で使用できなくなったものは、県に購入等を依頼した。

(11) リース契約

リース契約は、指定管理期間に終わるようにし、業務に必要なものについてリースを行った。

○新規契約

リース名	期間	契約額（月額）
複写機（複合機）	平成31年4月1日から 令和6年3月31日	機械維持料金5,000円（税別） コピー料金別途

(12) 修繕

- ・損傷又は不具合を発見した場合には、その場にお客さまが立ち入らないようにする等の対策をしながら、職員で対応可能なものについては応急処置（電球交換、ラインテープによる軽微な床

面剥離の研磨処置等)を実施した。

- ・職員で対応できないものについては、業者に依頼する等して迅速な復旧作業に努めた(実施状況は毎月の業務報告書により報告)。
- ・軽微な修繕については、発見時に職員による応急処置を行い、安全に利用できるよう修繕を実施した(弓道場シャッターのグリスアップ、駐車場クラックのモルタル補修等)。
- ・業者による修繕を行った(実施状況は毎月の業務報告書により報告)。

○日常点検

- ・毎日の巡回・巡視時に施設・設備の点検を行っている。

○定期点検

- ・施設管理マニュアルにより、事務局職員立会いのもと、武道館職員により施設内外の点検を年間4回(4月、7月、10月、1月)行う。

(13) 関係書類の整備について

- ・業務日誌、作業記録などの業務関係書類は、指定期間終了後5年間保管する。

(14) 施設利用の受付・許可等

①受付・許可

「施設利用申込要領」により適正に実施。

- ・年間利用調整会の実施状況
令和2年1月18日実施 参加者 11人。
- ・8月の大規模調整会は、行事の重複がなかったため、実施なし。

②利用料金の徴収並びに返還等

「施設利用申込要領」により適正に実施。

③県立施設予約システムの取扱

- ・令和元年度は予約状況の確認のみを実施。
- ・令和2年度より利用者登録及び事前受付を可能にするため、システム等の事前準備を実施。

(15) 緊急時の対応

- ・危機管理マニュアルの更新および新規マニュアルを作成した(下記一覧のとおり)。
- ・作成したマニュアルを電子化(PDF)し、タブレット等で確認可能とした。
- ・緊急連絡網の整備を実施した。
- ・消防避難訓練(年2回)、普通救命講習(毎月)、通報訓練、J-アラートの整備点検、シェイクアウト訓練等を実施した。
- ・県の対応方針等を元に今後も順次更新する。

○危機管理マニュアル一覧

項目	項目名
1	鳥取県立武道館危機管理マニュアル(表紙、目次、行動基準)
2-1	危機管理マニュアル(火災)
2-2	危機管理マニュアル(火災 消防計画)
3	危機管理マニュアル(地震)

項目	項目名
4	危機管理マニュアル（津波）
5	危機管理マニュアル（台風、大雨洪水、大雪）
6	危機管理マニュアル（暴漢、不審者）
7	危機管理マニュアル（不審物（爆発物、異臭物など）
8	危機管理マニュアル（差別落書き）
9	危機管理マニュアル（新型インフルエンザやその他感染症等）
10	危機管理マニュアル（心臓疾患・脳疾患）
11	危機管理マニュアル（停電・漏電・断水）
12	危機管理マニュアル（PM2.5、黄砂）
13	危機管理マニュアル（原子力災害）
14	危機管理マニュアル（避難誘導）
15	危機管理マニュアル（救護（AED含））
16	危機管理マニュアル（マスコミ（新聞社・テレビ局等）
17	危機管理マニュアル（弾道ミサイル発射）
18	危機管理マニュアル（化学兵器・生物兵器によるテロリズム等）

（16）J-ALERT の取扱い

- ・毎月1回（第4水曜日14時）の導通点検の実施（月の業務報告書に記載）。
 - ・年4回実施される全国瞬時警報システム全国一斉情報伝達試験（自動的に館内放送・メール送信等の試験）への参加実施。
 - ・試験前の事前確認（Jアラートの自動館内放送及びメール通知確認）の実施。
 - ・日常でのJアラートのメール通知確認、週1回の日常点検（受信機画面の確認等）を実施。
 - ・Jアラート操作用パソコンの画面確認を実施。
 - ・避難訓練時にJアラートを活用したシェイクアウト訓練を実施。
 - ・危機管理マニュアルにJアラート発報時の対応を記載。
 - ・機器の異常発生時に、鳥取県危機管理局危機対策・情報課に異常の報告と復旧対応を依頼。
- ①昨年10月、Jアラートからのメールが受信できない不具合が発生し、設定変更などを行ったが改善せず、鳥取県危機管理局危機対策・情報課に異常の報告と復旧対応を依頼。
- ②受信機のソフトウェアが、プロバイダーのシステム変更に対応できなくなっていることが判明。
- ③消防庁がJアラートの機能改善で対応できるように検討。
- ④消防庁のソフトウェアアップデート（12月）により無事解消。

3 自主事業の実施内容

（1）教室

- ・職員の異動により、令和元年5月から新たに「相撲」を2課程実施した。
- ・令和元年度から新規取り組みである「弓道クリニック」および「小学生スポーツ体操・体育合宿」を実施した。

- ・開催予定であった「K-POP カバーダンス」は、外部講師の都合により、開催のめどがたらず、代わりとなる講師の確保もできなかったため、開催を中止した。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、3月から学校休校の措置が取られたことから、当館教室に通う幼児、小学生、中学生、高校生の参加を取りやめるとともに、中止とした回数分の参加料金を返金した（返金合計金額 93,150 円）。
- ・学生・一般については、新型コロナウイルス感染症に配慮（マスク着用のお願いや咳エチケットの呼びかけ等）しながら教室を行った。

○武道系の教室（ワークショップ）

目 的	武道を通じて、体力・技術力・精神力の向上を図り、生涯スポーツという側面から、運動機会の提供、充実、健康増進を目指す。
実施内容	武道の生涯スポーツとしての特性を活かした、子どもから高齢者まで幅広い年齢層に対応した教室です。子どもと大人と一緒に参加でき、親子で参加可能な教室プログラムを行った。

教室名 (種目)	対象	延べ参加人数 (人)	期数 (期)	回数	実施期間	参加料1人 1期につき(円)	指導者
柔道 年長・小学生1 (水曜日)	年長 小学生	623	4	37	平成31年4月 から 令和2年3月	年長・小学生 1,500	施設職員
柔道 年長・小学生2 (金曜日)	年長 小学生	535	4	37	平成31年4月 から 令和2年3月	年長・小学生 1,500	施設職員
柔道 中学生以上1 (水曜日)	中学生 高校生 学生 一般	157	4	40	平成31年4月 から 令和2年3月	中学生 1,500 高校生 2,250 学生・一般 3,000	施設職員
柔道 中学生以上2 (金曜日)	中学生 高校生 学生 一般	179	4	40	平成31年4月 から 令和2年3月	中学生 1,500 高校生 2,250 学生・一般 3,000	施設職員
剣道 初心者1 (水曜日)	年長 小学生	82	4	37	平成31年4月 から 令和2年3月	幼児・小学生 1,500	施設職員
剣道 初心者2 (金曜日)	年長 小学生	231	4	37	平成31年4月 から 令和2年3月	幼児・小学生 1,500	施設職員
剣道 経験者1 (水曜日)	小学生 中学生	588	4	37	平成31年4月 から 令和2年3月	小学生・中学生 1,500	施設職員
剣道 経験者2 (金曜日)	小学生 中学生	597	4	37	平成31年4月 から 令和2年3月	小学生・中学生 1,500	施設職員

弓道 未経験者 1 (火曜日)	中学生 高校生 学生 一般	16	4	40	平成 31 年 4 月 から 令和 2 年 3 月	中学生 1,500 高校生 2,250 学生・一般 3,000	施設職員
弓道 未経験者 2 (木曜日)	一般	45	4	40	平成 31 年 4 月 から 令和 2 年 3 月	一般 3,000	施設職員
弓道 経験者 1 (火曜日)	中学生 高校生 学生 一般	246	4	40	平成 31 年 4 月 から 令和 2 年 3 月	中学生 1,500 高校生 2,250 学生・一般 3,000	施設職員
弓道 経験者 2 (木曜日)	一般	238	4	40	平成 31 年 4 月 から 令和 2 年 3 月	一般 3,000	施設職員
弓道 未経験者 3 (木曜日)	中学生 高校生 学生 一般	25	4	40	平成 31 年 4 月 から 令和 2 年 3 月	中学生 1,500 高校生 2,250 学生・一般 3,000	施設職員
弓道 経験者 3 (木曜日)	中学生 高校生 学生 一般	178	4	40	平成 31 年 4 月 から 令和 2 年 3 月	中学生 1,500 高校生 2,250 学生・一般 3,000	施設職員
空手道 未経験者 (月曜日)	年長 小学生	376	4	36	平成 31 年 4 月 から 令和 2 年 3 月	幼児・小学生 1,500	外部講師
空手道 中・上級者 (月曜日)	小学生 中学生	459	4	36	平成 31 年 4 月 から 令和 2 年 3 月	小学生・中学生 1,500	外部講師
なぎなた 1 (火曜日)	年長 小学生 中学生 高校生 学生 一般	229	4	40	平成 31 年 4 月 から 令和 2 年 3 月	中学生以下 1,500 高校生 2,250 学生・一般 3,000	外部講師
なぎなた 2 (金曜日)	年長 小学生 中学生 高校生 学生 一般	209	4	40	平成 31 年 4 月 から 令和 2 年 3 月	中学生以下 1,500 高校生 2,250 学生・一般 3,000	外部講師
銃剣道 1 (月曜日)	小学生 中学生 高校生 学生 一般	209	4	40	平成 31 年 4 月 から 令和 2 年 3 月	小学生・中学生 1,500 高校生 2,250 学生・一般 3,000	施設職員
銃剣道 2 (木曜日)	小学生 中学生 高校生 学生	233	4	40	平成 31 年 4 月 から 令和 2 年 3 月	小学生・中学生 1,500 高校生 2,250 学生・一般 3,000	施設職員

	一般						
相撲1 (月曜日)	小学生 中学生	178	4	38	令和元年5月 から 令和2年3月	小学生・中学生 1,500	施設職員
相撲2 (木曜日)	小学生 中学生	70	4	38	令和元年5月 から 令和2年3月	小学生・中学生 1,500	施設職員

○運動・健康づくりの教室（ワークショップ）

目的	日常的に体を動かすことを目的として、体力・技術力・精神力の向上を図り、運動機会の提供、充実、健康増進を目指す。
実施内容	親子でのスポーツ機会の充実、子どもの運動習慣定着、高齢者の健康増進を図るための教室プログラムを行った。

教室名 (種目)	対象	延べ参加人数 (人)	期数 (期)	回数	期間	参加料1人 1期につき(円)	指導者
カンフー体操1 初心者 (土曜日)	年中 年長 小学生 中学生	334	4	36	平成31年4月 から 令和2年3月	中学生以下1,500	外部講師
カンフー体操2 経験者 (土曜日)	年中 年長 小学生 中学生	326	4	36	平成31年4月 から 令和2年3月	中学生以下1,500	外部講師
ストレッチ・ト レーニング一般 1 (火曜日)	一般	120	4	40	平成31年4月 から 令和2年3月	一般4,000	施設職員
ストレッチ・ト レーニング一般 2 (木曜日)	一般	310	4	40	平成31年4月 から 令和2年3月	一般4,000	施設職員
ゆったり運動 (木曜日)	一般	192	4	40	平成31年4月 から 令和2年3月	一般4,000	施設職員
のびのび 幼児運動 (木曜日)	年中 年長	200	4	38	平成31年4月 から 令和2年3月	年中・年長2,000	施設職員
のびのび 小学生運動 (木曜日)	小学 1,2年 生	484	4	38	平成31年4月 から 令和2年3月	小学生2,000	施設職員
K-POPカバー ダンス 小学生 (月曜日)	小学生	開催なし					外部講師
K-POPカバー ダンス 中学生以上 (月曜日)	中学生 高校生 学生 一般	開催なし					外部講師

○道具の取り扱い方や補修方法を学ぶ教室（クリニック）

目的	武道・スポーツで使用する道具等の修理・補修技術等を学び、武道・スポーツのさらなる理解と参加者の相互の交流を深めることを目的とする。						
実施内容	各種武道・スポーツを専門とする職員が在籍していることを活かし、競技を行うための技術を指導する教室とは別に、道具の取り扱い方や補修の方法等を学ぶために特化した教室（クリニック）を開催した。 ・矢の構造理解、筈や矢尻の交換方法等、矢に関する補修についての講義および実技を行った。						
教室名 （種目）	対象	定員 （人）	参加者 （人）	実施 回数	実施日	参加料 （円）	指導者
弓道 クリニック	中学生 高校生 学生 一般	20	8	1回	令和元年 8月10日	1人500 合計一般8人 4,000	施設職員

○短期開催型の武道（スポーツ）教室

目的	夏休みや冬休み等の長期の休みを利用した教室事業を実施することにより、武道・スポーツ活動の習慣化と継続をうながし、競技力の向上を図る。						
実施内容	各種武道・スポーツを専門とする職員が在籍していることを活かし、外部講師と協力して、短期集中型の武道・スポーツの合宿を行った。						
教室名 （種目）	対象	定員 （人）	参加者 （人）	実施 回数	実施日	参加料 （円）	指導者
小学生スポーツ 体操・ 体育合宿	小学生	20	16 延べ 48	1回	令和元年 8月2日から 4日（3日間）	1人6,000 合計16人 96,000	施設職員 および 外部講師

(2) イベント

武道人口の拡大をすすめるため、一人でも多くの県民のみなさまに武道・スポーツの楽しさを知っていただけるよう、以下のイベント事業を実施した。

イベント名	武道合同体験会&フリーマーケット
目的	各種武道を体験することにより武道に親しみ武道への理解と興味を深め県内の武道人口の拡大を目的とする。
実施内容	各武道団体で体験ブースをつくり、武道を体験し、同時にフリーマーケットを開催することにより、親子で気軽に参加しやすい環境を作ることにより集客を図った。また、子どもが楽しんで参加できるよう、クイズラリーを実施した。
実施日	10月19日（土）
参加人数	1,195名
収入	フリーマーケット出店料（1ブースにつき）500円×33ブース 16,500円

イベント名	空手道教室昇級審査会
目的	鳥取県立武道館空手道教室に参加する生徒を対象に、審査による昇級によって、参加者のモチベーション、技術等の向上を目的とする。
実施内容	外部から審査員を招いて、昇級審査を1期につき1回、合計年間4回実施。
実施日	第1回6月17日(月) 第2回9月9日(月) 第3回12月16日(月) 第4回3月16日(月)(新型コロナウイルス感染症を考慮して中止)
参加人数	第1回32名、第2回29名、第3回25名、第4回中止
収入	86名×500円=43,000円

イベント名	ローソンカップ小学生柔道大会
目的	鳥取県内の小学生を対象に、競技力の向上、正しい技術の習得や心身の鍛錬を行うとともに、本県の将来を担う青少年の相互の親睦や健全育成を図る。
実施内容	全日本柔道連盟に登録している県内の小学生による個人戦。
実施日	9月15日(日)
参加人数	選手168名 審判、役員、補助員50名
収入	参加料 無料

イベント名	ローソンカップ高校生弓道大会
目的	鳥取県の高校生を対象に、弓道の競技力向上、正しい技術の習得や心身の鍛錬を行なうとともに、一層の能力向上を目指す。
実施内容	鳥取県の高等学校弓道部に所属する高校1・2年生の男女別団体戦(1チーム3名)および男女別個人戦。参加は各校男女各12名以内。
実施日	12月14日(土)
参加人数	選手168名 審判、役員、補助員50名
収入	参加料 無料

イベント名	ローソンカップ小学生剣道大会
目的	鳥取県の小学生・幼児(5歳以上)を対象に、基本を主眼として、剣道の正しい技術習得や心身の鍛錬を行うとともに、本県の将来を担う青少年の相互の親睦や健全な育成を図る。
実施内容	低学年の部(1~4年生:幼児出場可)と高学年の部(5・6年生:幼児出場不可)の男女混合可の団体戦。
実施日	1月26日(日)
参加人数	選手224名 審判、役員、補助員64名
収入	参加料 無料

イベント名	鳥取県立武道館鏡開き式
目的	年頭にあたり、1年の武道の上達、心身の発達を願い、武道の修業始めとして演武・競技紹介および稽古会を行い、武道の普及・発展・振興を目的とする。
実施内容	参加競技団体による演武・競技紹介、書道パフォーマンス、参加者による初稽古会、紅白餅配布などを実施。
実施日	1月5日(日)
参加人数	250名
収入	参加料 無料

イベント名	鳥取県空手道指導者養成講習会
目的	県内の空手道指導者を養成するため、正しい技能・知識の習得と指導力の向上を目的とする。
実施内容	空手の審判法の講義及び審判実技の実施。
実施日	4月28日(日)
講師	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥取県空手道連盟 審判委員会委員長 ・ 鳥取県空手道連盟 審判委員会副委員長
参加人数	25名
収入	参加料 無料

イベント名	鳥取県弓道指導者養成講習会
目的	県内の弓道指導者を養成するため、正しい技能・知識の習得、向上を目的とし、公益財団法人全日本弓道連盟が定める審査委員・審判委員・講師公認資格規定に基づき、「地方委員」の各資格を認定するために本講習会を実施する。
実施内容	弓道競技規則に関する講義及び審判実技の実施。
実施日	7月7日(日)
講師	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教士七段 鳥取県弓道連盟 会長 ・ 教士七段 鳥取県弓道連盟 副会長
参加人数	25名
収入	参加料 無料

(3) 公益財団法人日本武道館共催事業

鳥取県公立武道館協議会(鳥取県立武道館他13施設加盟)と公益財団法人日本武道館との共催により、中央から全国トップレベルの指導者を派遣いただき、武道・普及振興のための「地方青少年武道錬成大会」、「地域社会武道指導者研修会」を実施した。

イベント名	鳥取県(鳥取市)地方青少年相撲錬成大会
目的	相撲の基本動作を正しく身に付けることにより、技術の向上と心身の錬磨を図り、青少年の健全なる育成に資する。

実施内容	中央派遣講師及び地元講師による県内中高生への実践指導。 基本練習、四股、すり足などの実技稽古等。
講師	〈中央派遣講師〉 <ul style="list-style-type: none"> ・ 四段 公益社団法人日本相撲連盟 ・ 四段 公益社団法人日本相撲連盟 〈地元講師〉 <ul style="list-style-type: none"> ・ 六段 鳥取県相撲連盟 ・ 四段 鳥取県相撲連盟
実施日	6月21日(金)～23日(日) 3日間
参加人数	40名(中学生15名、高校生25名)
収入	参加料 無料

イベント名	鳥取県(米子市)地方青少年銃剣道錬成大会
目的	幼児・小学生・中学生・高校生を対象に、基本錬成を主眼とする銃剣道錬成大会を開催し、銃剣道の正しい指導のもとに、心身の練磨と相互の親睦を図り、青少年の健全な育成に資することを目的とする。
実施内容	中央派遣講師及び地元講師による中四国地区の幼児・小学生・中学生・高校生への実践指導。 講義、基本技、応用技の稽古および試合稽古の実施。
講師	〈中央派遣講師〉 <ul style="list-style-type: none"> ・ 範士九段 公益社団法人全日本銃剣道連盟 ・ 範士八段 公益社団法人全日本銃剣道連盟 〈地元講師〉 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教士七段 鳥取県銃剣道連盟 ・ 教士七段 鳥取県銃剣道連盟
実施日	7月13日(金)～15日(日) 3日間
参加人数	24名(幼児1名、小学生12名、中学生4名、高校生7名)
収入	参加料 無料

イベント名	鳥取県(米子市)地域社会弓道指導者研修会
目的	研修にて修練の目標をたて、正しき技術力を得ることを目指し、技術練磨はもとより更なる指導力の強化を図り、後の修練・育成に生かすことを目的とする。
実施内容	中央派遣講師及び地元講師による射技及び体配指導。 射技研修、持的射礼、一つの射礼等の射礼研修等による指導力向上の実践。
講師	〈中央派遣講師〉 <ul style="list-style-type: none"> ・ 範士八段 公益社団法人全日本弓道連盟

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教士八段 公益社団法人全日本弓道連盟 (地元講師) ・ 教士七段 鳥取県弓道連盟 ・ 教士七段 鳥取県弓道連盟
実施日	9月14日(土)～15日(日) 2日間
参加人数	一般22名
収入	参加料 無料

イベント名	鳥取県(米子市)地域社会銃剣道指導者研修会
目的	指導者の技量向上と指導力の向上に資すると共に、初心者に対して銃剣道指導及び安全な指導の習得を目的とする。
実施内容	中央派遣講師及び地元講師による基本技・応じ技・応用技、形の指導。 初心者に対しての基本技、安全な指導法等の習得を实践。
講師	(中央派遣講師) <ul style="list-style-type: none"> ・ 教士八段 公益社団法人全日本銃剣道連盟 ・ 教士七段 公益社団法人全日本銃剣道連盟 (地元講師) <ul style="list-style-type: none"> ・ 教士八段 鳥取県銃剣道連盟 ・ 教士七段 鳥取県銃剣道連盟
実施日	12月2日(月)～3日(火) 2日間
参加人数	一般50名
収入	参加料 無料

(4) 広告事業

鳥取県立武道館ホームページにバナー広告を掲載することにより、武道館の新たな財源を確保し、お客さまへのサービス向上および地域経済の活性化、指定管理料を減ずることを目的とした。

武道館ホームページに募集案内を掲載し、ホームページ掲載申込書により申し込むこととした。内容は、鳥取県広告事業実施要綱および鳥取県立武道館ホームページバナー広告取扱要領による。

事業者名	内容	広告期間	料金 (円)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ バナー広告用画像を当館ホームページに掲載。 ・ リンク先企業ホームページ (日本料理・活魚・鮭店) http://www.misago.jp/ 	令和元年10月1日から 令和2年3月31日まで	6,000
	<ul style="list-style-type: none"> ・ バナー広告用画像を当館ホームページに掲載。 ・ リンク先企業ホームページ (一般常務旅客自動車運送業・タクシー) http://tsubame-taxi.net/ 	令和元年10月1日から 令和2年3月31日まで	6,000

事業者名	内容	広告期間	料金 (円)
	<ul style="list-style-type: none"> ・バナー広告用画像を当館ホームページに掲載。 ・リンク先企業ホームページ (一般常務旅客自動車運送業・タクシー) https://kaike.co.jp/ 	令和元年10月1日から 令和2年3月31日まで	6,000
	<ul style="list-style-type: none"> ・バナー広告用画像を当館ホームページに掲載。 ・リンク先企業ホームページ (旅館業) https://hpdsp.jp/mitsuibekkan/ 	令和元年10月1日から 令和2年3月31日まで	6,000
	<ul style="list-style-type: none"> ・バナー広告用画像を当館ホームページに掲載。 ・リンク先企業ホームページ https://www.kusakura.co.jp/ 	令和元年10月1日から 令和2年3月31日まで	6,000
	<ul style="list-style-type: none"> ・バナー広告用画像を当館ホームページに掲載。 ・リンク先企業ホームページ (弓道具製造・販売) https://ikai-kyugu.jp/ 	令和元年10月1日から 令和2年3月31日まで	6,000
	<ul style="list-style-type: none"> ・バナー広告用画像を当館ホームページに掲載。 ・リンク先企業ホームページ (卸売業) http://www.ebisuhongo.jp/ 	令和元年10月1日から 令和2年3月31日まで	6,000
	<ul style="list-style-type: none"> ・バナー広告用画像を当館ホームページに掲載。 ・リンク先企業ホームページ (旅館業) https://hpdsp.jp/ryokan-mitsui/ 	令和元年10月1日から 令和2年3月31日まで	6,000
	<ul style="list-style-type: none"> ・バナー広告用画像を当館ホームページに掲載。 ・リンク先企業ホームページ (旅館業) https://hpdsp.jp/fu-yo/ 	令和元年10月1日から 令和2年3月31日まで	6,000

(5) 自動販売機設置

実施内容：利用者の利便性を図る目的で自動販売機を設置し販売手数料を徴収した。

設置台数：15台

設置者選定：コンペティション方式により、鳥取県立武道館の自動販売機設置事業者を選定。選定方法等の詳細は、鳥取県立武道館自動販売機設置事業者募集要項による。

設置者	設置台数および 販売物品	設置期間
	清涼飲料水 1台	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日
	清涼飲料水 6台 アイスクリーム 1台	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日
	清涼飲料水 3台	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日

設置者	設置台数および 販売物品	設置期間
	清涼飲料水 4 台	平成 31 年 4 月 1 日～ 令和 6 年 3 月 31 日

①ビール、清酒等のアルコール類及びたばこは、販売しない。

②青少年に有害な書籍、玩具等は、販売しない。

③ゲーム機類は、設置しない。

(6) その他

○事業名：コピー・ファクシミリ利用提供

・鳥取県立武道館近隣にコンビニ等がなく、お客さまのニーズも高いことから、利便性を考えコピー・ファクシミリの利用提供を行った。

・お客さまの利便性を考え、コピー・ファクシミリの利用提供を行う。利用料金はコンビニ等の料金を参考に算出した。

○内容及び設定料金

実施内容	設定料金
コピー片面印刷	A4・B4 サイズ 1 枚につき 10 円
	A3 サイズ 1 枚につき 20 円
コピー両面印刷	A4・B4 サイズ 1 枚につき 20 円
	A3 サイズ 1 枚につき 40 円
ファクシミリ	(送信) 1 枚につき 30 円
	(受信) 1 枚につき 10 円

4 委託・工事の発注状況

(1) 委託状況

業務名	業者名	発注方法	契約期間	契約額 (円)	県内・ 県外の別	県外発注 する理由
清掃		指名競争 入札	平成 31 年 4 月 1 日 から 令和 6 年 3 月 31 日	31,183,178 円	県内	
消防設備保守 点検		指名競争 入札	平成 31 年 4 月 1 日 から 令和 6 年 3 月 31 日	5,378,240 円	県内	
自家用電気工 作物保安		指名競争 入札	平成 31 年 4 月 1 日 から 令和 6 年 3 月 31 日	1,745,820 円	県内	
警備		指名競争 入札	平成 31 年 4 月 1 日 から 令和 6 年 3 月 31 日	658,800 円	県内	
エレベーター 保守点検		指名競争 入札	平成 31 年 4 月 1 日 から	704,916 円	県外	メーカー の特約店

業務名	業者名	発注方法	契約期間	契約額 (円)	県内・ 県外の別	県外発注 する理由
			令和6年3月31日			契約があるため
空調機械設備 等保守点検		指名競争 入札	平成31年4月1日 から 令和6年3月31日	38,967,392円	県内	
不燃物・可燃物 回収		指名競争 入札	平成31年4月1日 から 令和6年3月31日	395,280円	県内	
自動扉保守点 検		指名競争 入札	平成31年4月1日 から 令和6年3月31日	1,125,450円	県外	米子の管 轄エリア が松江で あるため

(2) 工事状況

- ・50万円以下の工事発注はなし。
- ・修繕等については、毎月の業務報告書にて、修繕等実施状況を報告した。

業者名	工事名	契約期間	契約額 (円)	県内・ 県外の別	県外発注 する理由
なし					

5 電力の調達状況

予定価格が160万円超であったため、前年度の契約期間が終了するまでに自動更新契約を行うことなく、一般電気事業者及び特定規模電気事業者を対象とした一般競争入札の方法により電力調達の契約を締結した。

契約業者名	
契約期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日
契約料金	令和元年10月1日以降使用分 ①基本料金 金1,210円00銭(1キロワット、1月につき) ②電力量料金(1キロワット時につき) ・夏季 金14円37銭 ・その他季 金13円08銭 上記単価は消費税等相当額を含む
選定方法	一般競争入札

6 障がい者又は高齢者の就労機会の確保

(1) 障がい者及び高齢者（65歳以上）の雇用状況

- ・ 65歳以上の高齢者2名 雇用。

(主な業務内容)

- ・ 館内の巡回巡視、窓口受付業務、植栽管理業務等。
- ・ 障がい者の雇用実績なし。

(2) 障がい者就労施設及びシルバー人材センター等からの物品、役務の調達状況

【令和元年度実績】

調達時期	調達物品の名称	調達先の名称	調達数量	調達金額 (円)	備考
令和元年 6月18日	シャワー利用券 (チケット)	社会福祉法人 光生会 米子ワークホーム	10冊	11,880	
令和元年 9月30日	1月利用券 (チケット)	社会福祉法人 光生会 米子ワークホーム	2冊	8,640	
令和元年 9月30日	回数券一般	社会福祉法人 光生会 米子ワークホーム	20冊	12,312	
令和2年 1月24日	封筒長型3号	社会福祉法人 光生会 米子ワークホーム	1,000枚	11,660	
令和2年 1月28日	一般利用券 (チケット)	社会福祉法人 光生会 米子ワークホーム	10冊	10,010	

- ・ 調達件数合計：5件

- ・ 調達金額合計：54,502円

7 利用者数および利用料金の収入状況（別紙2）

8 収支状況

(単位：円)

	科目	金額
収入項目	施設使用料収益	8,578,800
	教室参加料収益	2,018,150
	イベント収益	60,000
	雑収益	466,122
	自動販売機手数料	2,779,354
	県委託料	指定管理料 66,860,000 キャッシュレス決済業務 2,297
収入合計		80,764,723
支出項目	給料手当	20,522,144
	賃金	3,130,550
	福利厚生費	5,958,169
	報酬	391,261
	職員手当	8,215,332
	旅費交通費	209,630
	通信運搬費	345,145
	消耗品費	1,146,893
	修繕費	2,774,108
	印刷製本費	645,545
	燃料費	108,270
	光熱水料費	12,958,966
	賃借料	189,540
	保険料	278,670
	租税公課	3,371,893
	報償費	891,528
	食糧費	310,033
	手数料	1,027,219
	委託料	15,904,132
	負担金補助	170,027
備品購入費	199,286	
支出合計		78,748,341
収入合計－支出合計		2,016,382

9 その他

(1) 利用者サービスの向上

①専用利用申込書および受付業務の電子化

- ・タブレットを利用した窓口受付業務（タブレットを利用した申込書の記載）を実施。
- ・専用利用申込書の電子化を実施し、申し込みのために遠方からも来館される必要なく、メール（ファクシミリ）を利用して申込書提出ができるように対応。
- ・手書きだと同じ内容を何度も記載する必要があったが、電子化したことによりデータ修正で対応可能になったことで、お客様と当館双方の処理が簡素化。

（例1）・月に複数回利用による申込書1枚単位の住所記載をデータコピーで省略可能。

（例2）・料金が自動計算されることによる受付時間の短縮と料金計算ミスの減少。

- ・利用許可通知書もメールで申し込みのあったものにはメールで返信（PDF化した許可書を送信）、窓口対応及びファクシミリには紙ベースで出力して対応（即日対応）。
- ・カード決済、電子マネー決済の導入。今後も対応範囲の拡大を検討。

②利用料金の改定と新規料金の導入

- ・一般利用料金に6月定期を新規導入。
- ・営利目的の利用が少ないことから、武道・スポーツの利用に支障のない範囲で利用促進させるために一部の利用料金を値下げ実施。
- ・作品展やイベント会場として新規利用場所（エントランス・ホワイエ）の設定。

③広報の充実

- ・ホームページをリニューアルし、情報の見やすさ等の向上、スマートフォンに対応。専用利用申込書やその他の申込書のダウンロードも可能。
- ・ホームページに加え、SNS（Facebook及びInstagram）を利用した情報発信（教室情報や館内情報、緊急情報等の積極的な発信）。
- ・Facebook及びInstagramに忘れ物の写真掲載を開始（貴重品は除く）。ネットで写真を確認いただけるようにすることで、外部から忘れ物の確認が可能。
- ・県立や市立の体育施設、文化施設へのポスター掲示やチラシ設置を実施。
- ・地域の民間スーパー等へのポスター掲示の実施。
- ・米子市内、県西部の小学校等に教室、イベントチラシを配布し広報（イベント参加者の多数はこのチラシ配布により参加（アンケート結果による））。

④アンケート実施による要望把握

- ・年4回の定期アンケート（6月、9月、12月、3月実施）は、対象をそれぞれ変更（教室参加者、会議等の利用者、武道の利用者等）して実施し、幅広い世代と利用形態に応じた要望を把握。
- ・イベント時（武道合同体験会、鏡開き式等）に満足度調査のアンケートを実施し、次年度のイベント実施時に改善や新規要望の導入に活用。

⑤安全対策

- ・冬季に小道場（1）の畳が寒さで収縮することで生じる隙間を埋めるため、軟質のウレタン等で埋める処理を実施。

- ・弓道場巻藁室に誤射による跳ね返りを防ぐため、跳ね返り防止ネットを設置。
- ・弓道場近的射場に常設の武者窓では、誤射時の安全性が不十分であるため、寒さ対策、風雨雪の吹込み防止を加えた、より安全性の高いビニール製の武者窓を設置。また、近的射場に加えて武者窓設置のない遠的射場にも設置。

(2) 鳥取県の施策への協力

- ・スタンプラリー（未来とりっこわくわく大作戦）のブースを事務室前に設置し、SNS 等の掲載による広報を実施。
- ・鳥取県民の日（9月12日）の周知（ホームページや SNS での広報、のぼり設置やポスター掲示）と無料開放（当日と9月7日、8日）を実施。

(3) 新型コロナウイルス感染症対応

- ・施設利用後のドアノブや机を次亜塩素酸ナトリウム消毒液による消毒作業、換気作業を実施。
- ・公立学校休校にかかる自主事業スポーツ教室への幼児、小学生、中学生、高校生の参加中止決定と返金業務の実施。
- ・武道館入館口を空気の循環効率向上のため、常時開放（密閉の防止）。
- ・道場各入口の常時開放、巡回時に窓を極力開けることによる換気作業の実施。
- ・入館口3か所にアルコール消毒液の設置。
- ・トイレに殺菌・消毒用の薬用ハンドソープを設置し、手洗いの励行。
- ・入館口及び館内に新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起（3密の防止等）のポスター、貼紙等を実施。

(4) 社会貢献活動

- ・米子市の中学生職場体験を受け入れた。武道館ならではの職場体験（武道・スポーツ教室の補助、的貼り、道場整備等）を実施。

期 日	学校名	受け入れ人数
6月2日から4日	米子市立弓ヶ浜中学校	5名
9月25日から27日	米子市立福米中学校	2名

- ・加茂小学校の児童を受け入れ（6月10日、18日）、武道館施設の見学等を実施。
- ・部活動の外部指導者として、米子東高校剣道部に職員1名（ ）を派遣（月の業務報告書に派遣日を記載）。
- ・スポーツ団体への協力として、依頼のあった大会等に職員（ ）を役員・審判員等として派遣した（月の業務報告書に派遣日等を記載）。

(5) 省エネルギー・省資源・リサイクル等の取り組み

- ・鳥取県版環境管理システム（TEAS II種）の更新及び実践（リサイクルペーパーの使用、ミスコピー紙の両面使用、ゴミ排出量の把握等）。
- ・事務室外にグリーンカーテンを設置することによる冷房効率の向上。
- ・常設の暖房器具のない弓道場に、冬季にビニール武者窓を設置することによる暖房効率の向上。
- ・2階会議室照明の一部をLED照明に交換工事を実施（4月実施）。

(6) PM2.5・黄砂の注意喚起

- ・事務室前に当日のPM2.5等の数値を掲示し、健康被害への注意喚起を実施。
- ・数値が国暫定指針値に近いまたは超過する場合の注意情報、警戒情報には、SNSを通じての注意喚起、情報提供を実施。

(7) 差別落書きの対応

差別落書きの未然防止のために、環境美化や巡回を徹底し、差別落書きが行われない環境づくりに努めた（令和元年度の差別落書き実績なし）。

(8) 職員研修

- ・常勤職員に年間2回の人権研修を義務付け実施。

職員氏名	参加研修会名	開催日
	サイバー犯罪から身を守ろう	7月31日(水)
	「人権とは何か？」日常生活から考える	8月9日(金)
	令和元年度あいさつサポート研修講座	7月4日(木)
	サイバー犯罪から身を守ろう	7月31日(水)
	「人権とは何か？」日常生活から考える	8月9日(金)
	人権初期講座「人のつながり」について考える	8月20日(火)
	労働セミナー	6月14日(金)
	カミングアウトと向き合うために	1月24日(金)
	令和元年度相談スキルアップ講座 家族の境界線お互いを尊重する心の境界線	8月23日(金)
	過労死等防止対策推進シンポジウム	11月20日(水)
	令和元年度人権・同和問題講演会多文化共生時代の外国人と人権	8月22日(木)
	子育て支援講演会「子どもの心に寄り添う～乳幼児期の子育て」	11月11日(月)
	人権初期講座「人のつながり」について考える	8月20日(火)
	子育て支援講演会「子どもの心に寄り添う～乳幼児期の子育て」	11月11日(月)
	映画「めぐみ-引き裂かれた家族の30年」	9月4日(水)
	子育て支援講演会「子どもの心に寄り添う～乳幼児期の子育て」	11月11日(月)

- ・接遇研修等を研修計画にそって実施。

●年間研修計画一覧

月	研修項目	研修対象	月	研修項目	研修対象
4	規定・規則の理解	初、中堅スタッフ	6~1	人権研修	全職員
	接遇研修	全職員	7	救急法・応急手当	全職員
	経理研修	経理・福利厚生担当者	8	個人情報保護法に関わる研修	初、中堅スタッフ
	衛生管理と機器メンテナンス	指導員	9	リーダーシップ研修	管理職
	基礎事務研修	初、中堅スタッフ		蘇生法・救急法	指導員
5	改正規定、規則の理解	管理職	10	メンタルヘルス対策研修	管理職
	普通救命講習（AED取扱含）	全職員	11	環境問題研修	全職員

	社会保険実務研修	経理・福利厚生 担当者	随時	指導員資格取得 支援	指導員
	安全監視研修	指導員			
6	法令順守研修	管理職			
	防犯・危機管理研修	初、中堅スタッフ			
【研修対象】 初、中堅スタッフ…副主幹、スタッフ、体育指導員、嘱託職員（常勤）、嘱託職員（非常勤） 管理職…館長、次長、副主幹、スタッフ、体育指導員 経理・福利厚生担当者…担当者 / 指導員…副主幹、体育指導員、スタッフ等					

(9) 植栽管理

- ・植栽管理（中低木・高木剪定、除草、芝サッチ除去等）は原則として職員が行い、外部委託経費を削減。
- ・弓道場の芝刈り、薬剤散布は隣接する米子ゴルフ場に依頼。
- ・植栽管理は下記の年間計画により実施し、気象条件や雑草の状態等を見て、除草回数を増減する等して臨機応変に対応。

●植栽管理年間計画（4月～9月）※気象条件等により臨機応変に対応

実施場所	4月	5月	6月	7月	8月	9月
正面玄関前	除草4回	除草3回 剪定1回	除草3回	除草5回	除草1回	除草2回 剪定
小道場(1) 公園側外	除草4回	除草2回	除草2回	除草2回		除草2回 剪定
相撲場・近的裏	除草2回	除草1回 剪定	除草2回	除草1回		
遠的・ゴルフ場側	除草2回	除草2回 剪定	除草2回	除草2回		
駐車場周辺	除草3回	除草6回	除草6回	除草3回	除草1回	除草2回
研修室(1)外	除草2回	除草1回	除草2回	除草2回	除草2回	除草1回
近的ゾーン	除草1回 業者薬剤散布	除草2回 業者芝刈	除草1回 剪定 業者芝刈	除草1回 業者芝刈	除草1回 業者芝刈	除草1回 業者芝刈 業者薬剤散布
遠的ゾーン	除草1回 業者薬剤散布	除草2回 業者芝刈	除草2回 業者芝刈	除草2回 業者芝刈	除草2回 業者芝刈	除草1回 業者芝刈 業者薬剤散布
相撲場ゾーン	除草1回	除草1回	除草2回	除草2回	除草1回	除草2回

●植栽管理年間計画（10月～3月）※気象条件等により臨機応変に対応

実施場所	10月	11月	12月	1月	2月	3月
正面玄関前	除草3回 剪定	除草1回 剪定 落葉清掃	除草1回		除草1回	除草3回
小道場(1) 公園側外	除草2回	除草1回 剪定 落葉清掃	除草1回		除草1回	除草3回
相撲場・近的裏	除草1回 剪定	除草1回 落葉清掃	除草1回 落葉清掃			除草1回
遠的・ゴルフ場側	除草1回 剪定	除草1回 落葉清掃	落葉清掃			除草2回

駐車場周辺	除草2回 剪定	除草1回 落葉清掃	除草1回			除草2回
研修室(1)外	除草1回	剪定			除草2回	除草2回
近的ゾーン	業者芝刈	除草1回 業者芝刈	剪定 落葉清掃 業者芝刈			剪定
遠的ゾーン	除草1回 業者芝刈	除草1回 業者芝刈	除草1回		除草1回	除草1回
相撲場ゾーン		除草1回 剪定	除草1回 落葉清掃		除草1回	除草1回

労働条件等報告書

項目	条件等	備考(※記載上の注意)
1 職種	常勤正職員	※常勤正職、非常勤(嘱託)、臨時等の職種別に作成してください。
2 契約期間	無	※期間の定めの有無。定めがある場合は、その年数。
3 就業の場所	鳥取県立武道館	
4 労働条件の提示書面	・職員就業規則 ・労働条件通知書	※就業規則、労働条件通知書など労働条件を明示している書面の別を記入してください。
5 始業・就業時刻、休憩時間等	(1)始業8時30分 終業22時15分 ※「交代制」の場合 次の勤務時間の組み合わせによる。 ・始業8時30分 終業17時15分 ・始業11時45分 終業20時30分 ・始業13時30分 終業22時15分 ・始業12時45分 終業21時30分 (2)休憩時間45分 (3)所定労働時間を越える労働の有無：有 (4)労働時間に係る協定の有無：無	※時間外勤務、変形労働時間制などに係る協定の有無、内容についても記入してください。
6 休日	・定例日の場合 毎週 曜日 ・非定例日の場合 週当たり2日	
7 休暇	(1)年次有給休暇 ・暦年で与え、1年について20日 ・2月以降に新たに採用された職員はその年の年次休暇は、別表に定めている。 (2)その他の休暇 ・有給：年次休暇及び特別休暇 ・無休：介護休暇	
8 賃金	(1)賃金 月給143,000円以上 日給 円以上 時間給 円以上 (2)諸手当の額及び計算方法 ・通勤手当、住居手当 鳥取県の通勤手当認定要領及び住居手当認定要領による。 (3)割増賃金 鳥取県の職員の休養に関する条例による。 (4)賃金締切日 毎月 末日 (5)賃金支払日 毎月 21日 (6)賞与 有(時期6月(193/100)、12月(207/100)) (7)昇給 有(時期 4月) (8)平均給与月額 円	※諸手当の詳細は別紙可
9 退職金	中小企業退職金共済制度 月額16,000円	※中小企業退職金共済制度、又は独自の退職金制度等の加入状況を記入してください。
10 健康診断	健康診断を毎年1回行う	
11 その他		

労働条件等報告書

項目	条件等	備考(※記載上の注意)
1 職 種	嘱託職員(常勤)	※常勤正職、非常勤(嘱託)、臨時等の職種別に作成してください。
2 契約期間	有(1年)	※期間の定めの有無。定めがある場合は、その年数。
3 就業の場所	鳥取県立武道館	
4 労働条件の提示書面	・嘱託職員就業規則 ・労働条件通知書	※就業規則、労働条件通知書など労働条件を明示している書面の別を記入してください。
5 始業・就業時刻、休憩時間等	(1)始業8時30分 終業22時15分 ※「交代制」の場合 次の勤務時間の組み合わせによる。 ・始業8時30分 終業17時15分 ・始業11時45分 終業20時30分 ・始業13時30分 終業22時15分 ・始業12時45分 終業21時30分 (2)休憩時間45分 (3)所定労働時間を越える労働の有無:有 (4)労働時間に係る協定の有無:無	※時間外勤務、変形労働時間制などに係る協定の有無、内容についても記入してください。
6 休日	・定例日の場合 毎週 曜日 ・非定例日の場合 週当たり2日	
7 休暇	(1)年次有給休暇 ・6ヶ月間継続勤務した場合 16日 ・継続勤務6ヶ月以内の場合 2ヶ月経過で 2日 (2)その他の休暇 ・有給:年次休暇及び特別休暇 ・無休:介護休暇	
8 賃金	(1)賃金 月給129,500円以上 日給 円以上 時間給 円以上 (2)諸手当の額及び計算方法 ・通勤手当、住居手当 鳥取県の通勤手当認定要領及び住居手当認定要領による。 (3)割増賃金 鳥取県の職員の休養に関する条例による。 (4)賃金締切日 毎月 末日 (5)賃金支払日 毎月 21日 (6)賞与 有(時期6月(70/100)、12月(70/100)) (7)昇給 有(時期 4月) (8)平均給与月額 円	※諸手当の詳細は別紙可
9 退職金	無	※中小企業退職金共済制度、又は独自の退職金制度等の加入状況を記入してください。
10 健康診断	健康診断を毎年1回行う	
11 その他		

労働条件等報告書

項目	条件等	備考(※記載上の注意)
1 職 種	嘱託職員(非常勤)	※常勤正職、非常勤(嘱託)、臨時等の職種別に作成してください。
2 契約期間	有(1年)	※期間の定めの有無。定めがある場合は、その年数。
3 就業の場所	鳥取県立武道館	
4 労働条件の提示書面	・労働条件通知書	※就業規則、労働条件通知書など労働条件を明示している書面の別を記入してください。
5 始業・就業時刻、休憩時間等	(1)始業時分 終業時分 ※「交代制」の場合 次の勤務時間の組み合わせによる。 ・始業 8時30分 終業12時30分 ・始業 17時15分 終業22時15分 ・始業 8時00分 終業12時00分 (2)休憩時間 分 (3)所定労働時間を越える労働の有無:無 (4)労働時間に係る協定の有無:無	※時間外勤務、変形労働時間制などに係る協定の有無、内容についても記入してください。
6 休日	・定例日の場合 毎週 曜日 ・非定例日の場合 週当たり 日	
7 休暇	(1)年次有給休暇 ・6ヶ月間継続勤務した場合 所定の労働日数による ・継続勤務6ヶ月以内の場合 2ヶ月経過で 日 (2)その他の休暇 ・有給: ・無休:	
8 賃金	(1)賃金 月給 円以上 日給 円以上 時間給850円 (2)諸手当の額及び計算方法 (3)割増賃金 鳥取県の職員の休養に関する条例による。 (4)賃金締切日 毎月 末日 (5)賃金支払日 毎月10日 (6)賞与 有(時期 月()、月() 月()) (7)昇給 有(時期 月 (8)平均給与月額 55,037円	※諸手当の詳細は別紙可
9 退職金	無	※中小企業退職金共済制度、又は独自の退職金制度等の加入状況を記入してください。
10 健康診断	無	
11 その他		

